○中国地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	岡山市北区野殿西町三丁目二三番五から同市北区楢津字道下六五二番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十七日

○中国地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	岡山市北区矢坂西町二三七六番八から同市北区矢坂西町二三八六番まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十七日

○中国地方整備局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　三次圏都市計画道路事業三・四・百十七号上原願万地線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月二十五日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　広島県三次市十日市東四丁目及び五丁目地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間四国地方整備局及び同局土佐国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

四国地方整備局長　足立　敏之

区間	敷地の幅員	延長
一　道路の種類　一般国道		
二　路線名　五十五号及び四百九十三号		
三　指定する道路の部分		
高知県安芸郡芸西村西分字浅津甲二一七九番一地先から香南市夜須町出口字上中代二五一番一地先まで	○・○○～七五・四○メートル	三・六七六キロメートル

四　指定する期日　平成二十三年三月二十六日

○四国地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五十五号及び四百九十三号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県安芸郡芸西村西分字江尻甲二二三一番一から南国市物部字東横田七四三番一まで	前	ＢＡ一九・○○～一○・○○メートル	一二・九○三キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ八・○○～一九・○○メートル	六七・○○～一○一・○○メートル	一二・九○三キロメートル

四　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号及び四百九十三号	高知県安芸郡芸西村西分字江尻甲二二三三番一から香南市夜須町出口字上中代二五一番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十六日

○四国地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	愛媛県伊予郡松前町大字恵久美字長連寺六二一番一から同町大字恵久美字同免七○七番一まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十七日

○九州地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三号及び二百十九号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊本県八代郡氷川町大野字中ノ間八九四番一から同町大野字中ノ間八九二番二まで	前	四六・四○～四九・二○メートル	○・○一三キロメートル
	後	四六・四○～五五・六○メートル	○・○一三キロメートル

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所